

令和5年(国)第917号

令和6年9月30日

主文

後記「事実」欄第2の3記載の原処分を取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、請求人に係る、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。)附則第14条の規定による老齢基礎年金の額の加算額(以下「振替加算額」という。)について、平成○年○月以前分の支給を求めるということである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

1 請求人は、平成○年○月○日(60歳に達した日)に厚生年金保険被保険者期間が18月である厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)附則第8条の規定による老齢厚生年金(いわゆる特別支給の老齢厚生年金。(以下「特老厚年金」という。))の受給権が発生し、平成○年○月○日(受付)に裁定請求を行った。

その後、平成○年○月○日(65歳に達した日)に特老厚年金の受給権は消滅し、厚年法第42条による老齢厚生年金及び国民年金法第26条による老齢基礎年金の受給権が発生した。

2 一方で、請求人の配偶者であり、かつ、本件の代理人であるA(昭和○年○月○日生。以下「代理人」という。)は、平成○年○月○日(60歳に達した日)に厚生年金保険被保険者期間が472月である厚年法附則第8条による報酬比例部分相当の老齢厚生年金の受給権が発生し、平成○年○月○日(受付)に裁定請求を行い、特老厚年金の支給が開始された。

そして、平成○年○月○日(62歳に達した日)に国民年金法等の一部を改正する法律(平成6年法律第95号)附則第19条(以下「改正国年法附則第19条」という。)による定額部分相当の支給開始年齢に達した。

3 令和○年○月、代理人は、代理人自身が死亡した場合の遺族厚生年金がどうか、遺族厚生年金の試算をしてもらうため年金事務所を訪問したが、その相談の中で、請求人が受給する老齢基礎年金に振替加算額が加算されていないことが判明したため、請求人は、同月○日(提出日)に老齢基礎年金額加算開始事由該当届(以下「本件加算該当届」という。)を提出したところ、平成○年○月分から振替加算額の加算の開始がされることとなったが、保険者は、平成○年○月以前分の振替加算額は、時効により消滅しているとし、同年○月分からこれを支給する旨の処分(原処分)をした。

4 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

1 60年改正法附則第14条第2項は、大正15年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた者が、65歳に達した日以後において、老齢厚生年金又は退職共済年金(いずれも、その額の計算の基礎となる月数が240月以上であるものに限る。)の受給権者であるその者の配偶者によって生計を維持していたときは、その者に係る老齢基礎年金の額は振替加算額を加算した額とすると規定している。そして、上記規定を承けた国民年金法施行規則第17条の3は、振替加算額を受けることができる老齢基礎年金の受給権者は、60年改正法附則第14条第2項の規定に該当するに至ったときは、速やかに加算事由該当届を提出しな

ければならないと規定している。

- 2 本件の問題点は、請求人に対して、平成○年○月以前分の振替加算額の支給を認めることができるかどうか、ということである。

第2 事実の認定及び判断

1 (略)

- 2 以上の事実を踏まえ、本件の問題点について検討し、判断する。

平成6年改正により、昭和16年4月2日以後生まれの男子から定額部分の支給引き上げが開始され、加給年金額及び振替加算額については、定額部分の支給開始が、これらの年金額及び加算額が支給される契機となっている。

また、厚生年金保険法施行規則第30条の規定によれば、特老厚年金の裁定請求の際には、配偶者があるときは裁定請求書に配偶者の氏名、生年月日、続柄、基礎年金番号等を記載し、配偶者が老齢基礎年金等を支給されているときはその年金コード等を記載する必要があり、添付書類として、その配偶者の生年月日や配偶者と裁定請求者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の抄本等と配偶者が裁定請求者によって生計を維持していたことを証する書類等を提出することが必要であるとされ、保険者は、請求人及び代理人に対しても同様の書類等の提出を求めたものと考えられる。

請求人が60歳に達し特老厚年金の裁定請求をした際、保険者は、その請求に係る添付書類及び請求人の被保険者記録を確認すれば、請求人が被扶養配偶者であったこと、来たるべき時期には振替加算の対象者であることが把握できたものであり、その頃、請求人に対して振替加算の説明をする必要があったものというべきである。請求人は、請求人と代理人の2人で、当時の社会保険事務所を訪れて上記の裁定請求の手続をした旨主張しており（公開審理時）、代理人には当時借金があり、お金の必要に迫られていたこともあって、このときに振替加算の説明を受けていれば、振替加算が支給される

タイミングで手続をしている旨主張している（公開審理時）。

そして、代理人が報酬比例部分相当の特老厚年金の裁定請求手続をした際（平成○年○月○日）、約2年弱後には、代理人の特老厚年金に定額部分相当の年金の支給が開始（平成○年○月）すること、その時には、既に請求人が65歳を超えていることも添付資料及び被保険者記録から容易に把握できるのであるから、代理人が報酬比例部分相当の特老厚年金の裁定請求をした際には、請求人が加算事由該当届を提出する必要があることを説明する必要があったものと解することができる。

保険者は、公開審理時において、平成○年当時には、60歳で裁定請求をした年金受給権者に対して振替加算の説明をし、振替加算のパンフレットを渡している旨主張している。さらに、特老厚年金の定額部分の段階的支給開始時期が始まった平成14年からは、定額部分の支給開始時に併せて、振替加算に関する勧奨のお知らせを送付していることから、請求人に対しても代理人の定額部分支給開始時期である平成○年頃に振替加算に関する勧奨のお知らせを送付している旨主張している。

しかし、本件記録及び公開審理の結果によっても、請求人又は代理人が、平成○年○月○日の請求人の老齢年金裁定請求手続の際、及び平成○年○月○日の代理人の老齢年金裁定請求手続の際に振替加算の説明や開始手続の説明を受けたことや、平成○年○月の代理人の定額部分支給開始時期に振替加算に関する勧奨のお知らせが請求人の手元に届いたことを認めるに足りる資料はない。

振替加算は、その請求をする者自身が、配偶者によって生計維持されている旨の申立てを行う必要があり、加算事由該当届を提出しなければならないとされているが、そもそも本件のような年上の妻の場合、配偶者に加給年金が加算されることもなく、受給権者自身が65歳を過ぎ

てから、いきなり振替加算の受給権が生じることから、一般的な被保険者にとっては、制度の仕組みが煩雑であり、保険者側からの十分な説明がなければ理解するのは難しいといわざるを得ない。これを受給する大前提として、振替加算という制度があること、振替加算が加算されるためには、加算事由該当届を提出しなければならないことを認識していなければならないが、請求人には、これらの情報を十分に知るための機会があったものとは認められない。

- 3 以上のことから、本件においては、請求人及び代理人が特老厚年金の裁定請求をした際に、保険者としては、請求人及び代理人に対し振替加算について十分な説明をする必要があるにもかかわらず、これを行った事実を認めるに足りず、また、請求人は、振替加算の受給権についての十分な情報を有していなかったため、平成〇年〇月分から振替加算額を加算した老齢基礎年金を受給することができなかったと認められるのであるから、社会保険分野にも適用があるとされる信義則の法理に照らし、保険者は、請求人に対し、消滅時効の主張をすることができないものと解するのが相当である。これにより、本件加算該当届を提出した請求人は、平成〇年〇月分から、その老齢基礎年金に振替加算額を加算した額を受給することができることになる。

したがって、請求人が提出した本件加算該当届に係る振替加算額につき、平成〇年〇月以前分の振替加算額を支給しないとした原処分は妥当ではない。

- 4 上記の判断と趣旨を異にする原処分は取り消されなければならない。よって、主文のとおり裁決する。